

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

平成27年9月2日現在における直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、下記のとおり告示する。

平成27年9月8日

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 細 井 廣

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

32,306人

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

301,908人

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

選出の区分	市町村	数
区分 1	前橋市	9 2 , 0 0 8 人
区分 2	高崎市	1 0 0 , 9 3 7 人
区分 3	桐生市	3 2 , 7 3 0 人
区分 4	伊勢崎市	5 4 , 0 0 9 人
区分 5	太田市	5 7 , 3 8 8 人
区分 6	沼田市	1 3 , 8 3 1 人
区分 7	館林市	2 0 , 8 4 0 人
区分 8	渋川市	2 2 , 5 9 6 人
区分 9	藤岡市	1 8 , 4 4 4 人
区分 1 0	富岡市	1 3 , 8 4 8 人
区分 1 1	安中市	1 6 , 9 0 3 人
区分 1 2	みどり市	1 3 , 9 0 1 人
区分 1 3	榛東村、吉岡町、玉村町	1 9 , 1 4 0 人
区分 1 4	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	7 , 9 6 4 人
区分 1 5	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	1 6 , 4 7 5 人
区分 1 6	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	1 0 , 0 9 6 人
区分 1 7	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	2 7 , 3 1 7 人